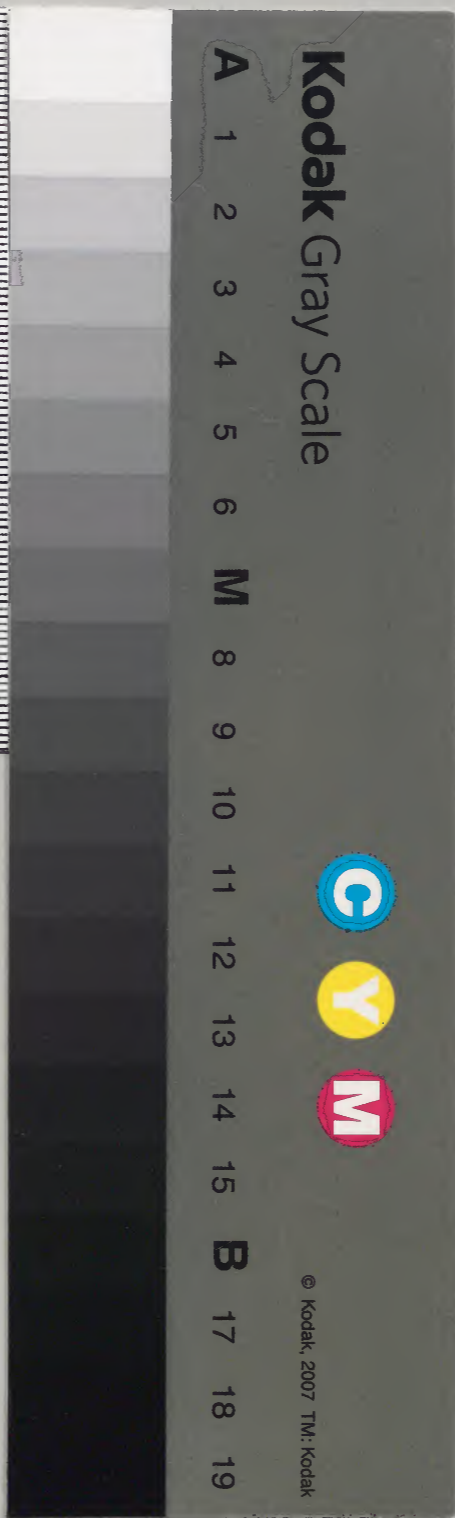


田吉著 日本開化小史 卷之二

和書門類			
三	五	一	〇
函	架	冊	號
六	八	一	〇
冊	架	函	號

内閣文庫			
一	四	〇	函
二	六	一	〇
架	冊	號	類
和	書	門	類

内閣文庫		
番號	和	3510
冊數	6 ( 2 )	
函號	140	49



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

田口卯吉著

日本開化小史

田口氏藏版



日本開化小史卷の二目錄  
第三章  
倫理の情の論

中古國郡の制並ふ兵制の變遷  
數々戰亂ありて大小名諸國に起りし事並  
に武夫の心變遷せし事  
榮譽を望む心  
臣從の心並ふ忠義の心次第盛なりし事  
風俗乃起り  
國司の權次第減せし事



日本開化小史

目錄

軍争の有様

第四章

鎌倉政府地方を制する方法

鎌倉政府内部の有様

門地貴賤の考

王家は政治より神権ありとの考

北條氏政權を握りし後の國勢

元比入寇

鎌倉政府の修整せし源由

佛法信仰の氣盛なりし事

日本開化小史

田口卯吉著す

第三章

封建の權輿より鎌倉政府創  
立に至る迄の地方の有様

人乃幼き時には善惡邪正を識別するの心未  
だ發せざるを以て人を打ち人比物を奪ふ事  
草木禽獸と對するが如く更に意ふ介はる所  
なし此時ふ當てハ他人比喜べざるを見ふる怒  
を狂を見ふる心ふ感ぜざるをなげれば之が爲  
めは悦ひ懼れと相し然れども心は快せし悶

日本開化小史 第三

とすは此感覺は天性に存すを以て他人乃  
己に加ふる所業に於て一々夫の悶と快と  
二感を覺へざるを得生と保つものと快と  
と故よ余の天性と爲る其後度々乃實驗を經  
て他人の己より快を加ふる悶を與ふる常  
に先づ其面ふ現つることを知りて始めて  
怒れは顔の懼るべきと喜べは顔の悦ぶべき  
ことを解し其顔色を見て直に泣き或は笑へ  
る斯て復た度々の實驗を經て他人の怒り喜  
ぶは偶然と起る非らざる常に己より他に加

ふは所業は性質に従て或は怒り或は喜ぶと  
とを悟れり然れども如何なる所業と怒り如  
何なる所業に喜ぶやを詳かにせざるを以て  
頻りに他人の顔色を窺て事を爲し數々懲悔  
はる所ありて己の所業の内ち彼れを爲さハ  
人必ず怒らん此を爲さば人必ず喜ばんと先  
づ心に判別するを得るに至るなり然れども  
私利を計るの心極めて鋭ければ他人の憂を  
憂とせず唯た己の所有のみ多くせんと競ひ  
未だ人を喜ばしむるの善業なる知らざ人

本朝紀略  
卷之三  
二

を怒らしむるの惡業なることを知らざるな  
マ  
經驗次第に進むに及んで其私利謀計る亦た  
大なり衣服飲食を美ならんことを願ひ父母  
兄弟も恙ぬらんことを願ひ親族朋友より  
見も知らぬ他人までも耳目に觸る所にハ淺  
まゝき有様に至らしめざらんことを願ひ極  
めて憐れぬる有様被見るときハ自ら損失す  
るも之を救はざれば得ざるに至ることなり  
是れ己の損失を憂ひざるにあらざれども見

し有様乃其心を惱ましむる事ハ其損失より  
を大ならばなり是れ倫理乃情の起源なり孟  
子曰く人皆人を忍びざる心あり今ま人  
乍ち孺子の將に井に入らんとするを見るに  
きは皆な怵惕惻隱の心あり以て交を孺子の  
父母に内ふ所に非ざる也以て譽を郷黨朋友に  
要する所に非ざる也抑も人に忍びざるは心  
とて憐れぬる状態を見るを嫌ふの私利心  
り親族に美服を着せしめんと欲するハ自ら  
飾らんと欲する心と同一ぬらずや孟玉が此

日本國傳少史

卷三

て人性善ありと云ふに至りては余は服せざる能はず何とあれば悪の端もあるべければ也  
とれば倫理の情ハ成長せる私利心なり幼き  
時ハ未だ發せず自ら愛する乃心成長し其境  
界廣くもてて而して愈々盛になり終に他人  
を以て憂へしめど喜ばしめんと此心起るふ  
至るなり斯く私利心成長するの際世人は其  
所業を自擧し一方之に評を下すものあり他  
人毀損失せしめ自ら利する時ハ世人貶して  
曰く此れ惡業なりと蓋し害亦た自家に及ハ  
んことを恐るればなり憐れなる状態を見る

毀好まをばなり其自ら損失して他人毀利  
するものを見れば世人皆之を賞して曰く  
是れ善業なりと蓋し自家亦た此幸毀得ん  
ことを望めばなり他人の喜ぶを見るを好めば  
なり是に於て乎人始めて他人を喜ばしむる  
の善業とすることを知り他人を怒らしむるの  
惡業たることを知るなり然り而して一よハ  
榮譽あり一よハ耻辱あり漸く人間社會は勸  
善懲惡の教立つに至り世の識者が人の心  
を考究するに當り他人を利せんとの心と自

身を利せんとの心とて全く水火相ひ容れざるも乃、如く思ひ其惡を制止するの心を其心と云ひ善を制止するの心を情欲と云ひ二種の心腦裏に存すと判定したり大に見るありは人と雖も未だ倫理は情を以て私利心と同視する能はざるが如しハルベルト、スベシセル氏曰く倫理の情は度々の経験を積んで變性せよ私利心ぬり蓋し経験を以て其心を懲戒せしむるときは其神經は構造を變性せしめ之を其子に遺傳し子亦之に経験を加へ

其性を變せしめ其孫に遺傳し子女孫々如此くにして終に経験よす來らざる一箇獨立の稟性の如く見ゆるふ至れり一人は私利心乃經驗に基かざるが如き念と成るなり此處の人は救ふこと利ありしが爲めに子孫に至りては利害に關せず人を救はんとの心ありと云ふシヨシ、ルツボツク氏之を駁して曰父祖は經驗ば其性と成りて子女孫々に遺傳し其勢積重すとのとせり左もあらん然れども之を以て正善と私利との如き大異を辨明するると難かるべし經驗如何に積重したればと

山本明化外史

第三

五

て私利を以て正善と思ひたるもの多し  
に正善を爲す人の義務なり徳義なりと云  
つて教を立つるを見れば正善ハ私利と合せ  
ざるあるを知るべし若し正善常に私利に合  
せば何ぞ義務なり盛徳なりと賞賛するに至  
らんや蓋し人智の進歩は從ひ直に私利と成  
る所業と私利にあらねども他に喜ぶべき  
ことあるが爲めふ爲す所業との二種あること  
を悟るに至るべし是れ私利と正善義務の  
考の發する所以なり且つ正善の考ハ遺傳の

性より寧ろ幼時の教育ふ基たるもの多し  
故に余ハ乃ち教則ハ正善の起源にして私利  
ハ之を計るの尺度なりと思ふなりルッ  
ク氏著開  
化始源論二百  
七十丁ヲ見  
右スベンセル氏の説ハ私利心を以て倫理は  
情を説き明さんとすたを人に忍びざる  
心の如きは全く人の天性に存して私利と一  
致すべからざるが如くに思はれしかば則ち  
父祖以來の私利心にして一人の經驗も基り  
すと云つて説を立てたるなり故ふルッボツ

日本國傳卷之三



ク氏の駁論あるに至りしなり又たルツボツ  
ク氏の教則を以て正善の考の起源を爲せり  
抑々教則との品行の正邪を判断する世論を  
り余亦た此世論の爲め倫理の情増進すべ  
きを知る然れども善悪邪正は評判を俟て而  
して人皆な他人を救ふに非らざるなり其心  
見よと忍びざるあるが爲めなり抑々此忍び  
ざるの心は何ぞ人皆ぬ其所存物を愛する乃  
私利心あり去は孝や憐や素と此私利心と同  
一なり嗚呼人の腦裏豈に二種の相ひ容るべ

からざるが如き心あらんや皆を私利心の成  
長して其枝葉を廣めしが爲めに枝葉の内相  
ひ抵悟するもの發するなり然れども其本源  
に至りては素より一根より出て是んばあら  
ざるを要するに倫理は情の私利心の枝葉な  
り善悪邪正の考は世人は評判を得て而して  
後と發するものなり  
故に世の所謂善とは行ふ人に善なるに非ず  
寧ろ受くる人に善なるなり其惡とは行ふ人  
ふ惡なるに非らず受くる人に惡なるなり行

ふ人の利害得失は嘗て其算用中に入らざる  
 かり故に曰く仁者ハ富ます」と又曰く身を  
 が爲めに己を損失せしむる故に利害得失は  
 ものを以て善と爲すなり 他人は關せざれば  
 他人は關せざれば以上善にも非らざる惡ふも  
 非らざる見よ見よ商人を以て善人とは云はれ  
 まし農業を以て惡業とて評すまじ 休和尙の  
 歌に「此世ふて慈悲も惡事もせぬ 是蓋し善  
 りさぞや閑魔も困り果てあんと 是蓋し善  
 惡は字義行ふ者の利害は關せざればあり抑  
 此事本文記する所は世態人情變遷のさま  
 に關するを以て記して以て讀者の參考に供

すと云ふ

源氏の旗下に附從ひ平家を西海に攻亡ほし平  
 安朝廷の政權を奪て鎌倉政府取立てたる武  
 夫の有様を顧るに既に是多少の人馬を蓄へ數  
 ケ處の莊園を占領せる東國は大名小名あるも  
 けなり此時に及ひて日本の諸國に此豪族は無  
 き地とせばぬかりけり熟く其濫觴を尋るに原  
 じ國郡を制するの政其宜を得ざりしが爲め乎  
 在昔唐制を模倣し國造縣主の制百四十四あり  
 其真偽ハ未詳を改め國司守介をして諸國を

治めらるゝに當て六十六國あり之と岐對馬とも六十四種とし四年を以て國守の年限と定め諸國の司近國ハ一年より一度中國ハ二年あり一度遠國ハ三年に一度參朝して正税公廩の勘定其權限ハ偏に文墨の事務に限りて兵馬の事に至りてハ全く關する處なかりしなり國司の任ハ兵士關ハ名簿二通を作り詳さに征防遠使の場所を顯置し貧富上中下の三等を注し一通を國に留めり置き一通を兵部右名簿より征討番の差遣ありするも尤も伊勢の鈴鹿美濃の不破越前あり其發する關と稱し三國の國司ハ固の任あり其後陸奥守のみ錄遊惰の弊漸く朝廷に盛なるよ守府將軍を兼ぬ遊惰の弊漸く朝廷に盛なるよ及びて治民の任ふ當り華奢なる京都を離なれ

鄙野なる諸國に派遣する事は貴族の嫌ふ所となりしよや千四百九十年の頃淳和の比廷議に國守の任に堪ゆるもの多く得べらざ一良守を得ば則ち宜く數國を兼帶せしむべし一兩の僚属亦た其請に依て之を任すべし其新に除する者よハ特に引見して以て治方を勸諭すべし而して祿厚からざれば則ち人勸ます人勸ますれば治立たざると又た其後三好清行の封事よも諸國の小吏並に百姓の告言訴訟に依て朝使を差遣す事を停止せん事を請ふの文あり其文中

使 人 國 に 到 れ ば 未 だ 事 の 虚 實 と 問 へ ば 理 の 是  
 非 と 辨 せ ば 偏 見 禁 錮 を 比 べ 口 を 連 ね 官 長 推 挙 さ せ ば  
 印 鑑 と 小 吏 賤 民 と 間 隙 芥 草 雖 亦 有 若 則 亦 立 告 訴  
 以 若 小 吏 賤 民 と 間 隙 芥 草 雖 亦 有 若 則 亦 立 告 訴  
 の 若 小 吏 賤 民 と 間 隙 芥 草 雖 亦 有 若 則 亦 立 告 訴  
 政 令 行 々 官 長 愛 護 隣 境 の 百 姓 轉 相 見 聞 せ ず  
 即 ち 各 官 長 愛 護 隣 境 の 百 姓 轉 相 見 聞 せ ず  
 化 令 行 々 官 長 愛 護 隣 境 の 百 姓 轉 相 見 聞 せ ず  
 據 し 國 民 の 爲 め の 人 民 司 事 乃 是 蓋 し 治 民  
 比 任 に 權 威 と 重 祿 と を 附 して 官 吏 の 之 を 嫌 ぶ  
 を 防 ぐ の 策 の み と ば ば ば ば ば ば ば ば ば ば ば ば ば ば  
 と して 城 柵 を 築 ち 邸 宅 と 爲 じ 諸 國 守 介 ば 嚴 然  
 僚 属 郎 黨 乃 輩 ば 乃 ち 其 邸 宅 乃 趨 走 して 任 國 比

政 務 を 理 し 兼 て 長 官 の 私 事 を 贊 助 せ り 然 而  
 して 散 位 の 子 弟 等 時 に 僚 属 の 上 に 立 て 公 務 小  
 關 せ り 是 を 任 限 一 封 國 と 稱 する 也 不 可 不  
 る な き 如 し 朝 廷 治 理 而 して 官 吏 之 以 て  
 ふ る 弊 害 あり 地 方 治 理 而 して 官 吏 之 以 て  
 余 恐 ら ず 此 論 を 誤 解 して 縣 令 之 權 威 盛 なり  
 事 是 治 民 の 制 度 漸 く 弛 ぬ 又 當 時 の  
 兵 制 を 考 へ 一 國 の 丁 を 三 分 一 を 以 て  
 武 を 講 せ し 持 統 天 皇 の 時 一 國 の 丁 を 四  
 年 京 守 三 年 防 守 之 上 番 勤 め 歸 郷 せ し  
 も の 衛 士 三 年 防 守 之 上 番 勤 め 歸 郷 せ し  
 守 る も の 衛 士 三 年 防 守 之 上 番 勤 め 歸 郷 せ し

後は又た兵役に徴する事なきれば海内其人  
民均しく兵役に應じ未だ嘗て武夫なるものあ  
らざりしなり奈良朝の末數々大兵を發して奥  
羽地方の叛民を征せらる是に於て熟兵の銳に  
新募比鈍き事を知られたるにや千四百三十年  
の頃光仁帝の比廷議に因て冗兵を沙汰し殷富  
の百姓其才弓馬に堪ゆる者をして専ら武藝を  
習はしめ以て徴發に應せしめらる是より兵農  
漸く分られ武夫なる者諸國より出來て軍馬の事  
は常々此輩の負擔を所となれり彼の坂上田

村磨文室綿磨等率めて以て東國を征したる  
を實に此武夫なり此武夫等上番を勤むるの際  
には兵部の將士ありて統ふと雖も國に歸るに  
及んては百姓と相伍し自ら武勇に誇り曾て人  
の之を統ふるものなし故に跳梁跋扈として諸  
國盜賊漸く多く是より兵制漸く弛めり七十五  
年即ち延喜十四年三好清行の封事に曰く今  
件等の舍人皆な諸國に散落し或は千里御驛の  
外百日程の境に在り豈に門籍編名宿衛分番  
する者と得んや此れ皆なり部内の強豪民間凶暴  
ある者も洛司に依りて其事を勘亂すれば凶暴  
馳奔して洛に急に備んが爲らみ而るに今  
置する者も洛に急に備んが爲らみ而るに今  
遠く何服ふ在り急に備んが爲らみ而るに今

日本開化小史 第三 十一

ければ則ち此輩何用かある若し急あらば奔走  
 するも及ぶなし然らば則ち徒に諸國の豺狼た  
 り嘗て三軍の斯く下よ土着ふして勇ふ誇る  
 驅虎に非ざる武夫ありて而して上に封公の如き國司領主あ  
 り少しく氣力あるものハ兵を弄するを得べし  
 是に於て國司の一族其郎黨を率ゐて叛する  
 ものあや將門純友關東八州九州四國山陽の數  
 國司の之と戰ふものあり浦上陸の大椽平國香土  
 藏守源經基其居城箕田城を守りて防而して國  
 司の一族私兵を以て之を滅するものあり盛私  
 兵を以て之皆な領内の武夫を驅り親族郎黨を

以て之を統轄せしめ以て城を防ぎ戦ふ趣けり  
 然れども此時武夫の集まるものハ或ハ催促に  
 應し已を得ずして従ふものり或ハ私利を計り  
 て集りたる者ざるを以て戦利あらざるときハ  
 軍勢散して敵となり國中全く敵と成る戦利  
 あるときハ軍勢多く集まり時將門の兵とも今  
 世の中借てとや思ひけん我も我もと弓を伏  
 せ甲を脱て降人よ出てにける(前太平記を見る  
 し)各々私利を計て去就を決し向背を定めたり  
 一二の親族郎黨ふ非らざるよりハ未だ他人の  
 爲めに死するを甘ずるあらざりしと思はる

日本開化外史 第三 十二

其後有功の武臣等多く所領を賜てり始て大名  
 小名なる土着の領主諸國に起り源氏の河内の國を賜り香呂峯  
 に築て居れり此類多し國司と肩を比べ權を争ふものあり  
 ふ至れり彼れば累代の封侯なり此れば僅かに  
 四五年の君主なり故に武夫の心を容する處は  
 此れよあらずして彼れにあり況んや此等の領  
 家は多くは武功を以て此俸領を得たるをやは  
 よ於てか領主の國司を逐ひ領地ふ依て叛くを  
 のあり千六百八十八年即ち後一條の長元元年  
 下總其奪ふ處とある千葉と據て叛す安房上總  
 國の武夫從ふ者三萬人領主よしと國司を兼ね

たるもの朝命を奉て之を征するものあり甲斐守源頼信と命て之を征せしむ頼信甲斐に居るを以て其子頼義と召して紹命を傳へし  
 斐ふ至り父に會して共に軍に趣けり叛くもの  
 は素より一族郎黨を以て領内の武夫を統べし  
 めたりけれども征するもの亦た在國に領内の  
 の武夫を驅り一族郎黨を以て之を統べしめだ  
 り蓋し人誰れか他人の爲めに死するを肯せん  
 や然れども人智め未だ進退ざる時社會の有様  
 已むを得ざるをば其生を快くせしむるもの  
 の高名重を得んる爲めに其生命を失ふもの多

一國司領主の任は太平にば人民を治ふるの知  
 事たり驩亂よば之を帥ふるは將軍たるに及ん  
 て領内は武夫等休て以て高名顯達を求むる處  
 其國司領主の愛顧を得るにあり故に始めて  
 臣從の氣發して其指揮よ奔走し其私事よ周旋  
 して其子弟を見事猶ほ主君の如きあり前太  
 に入日く頼義朝臣毎度御方を離れて獨身とあり  
 是れ大將の所爲にあらざれば一向士卒は承て罷  
 と申さしむらば頼義宣の命を司て下知をも事  
 向いん時あらば頼義の命を司て下知をも事  
 せめ今守殿の大將軍に引して云々頼義の  
 給ふ此時我士卒と共にかけて引して云々頼義の  
 詞あり實の頼義は此軍にありて士卒の頼義の上

立つべきあり怪し而して又武夫の他人の爲め死  
 を肯ずるものあるを見るなり和淵又六元衛大  
 度千葉殿に憑まれまらせ昨日よ此陣にあ  
 りて敵を落す事致を知らせ昨日よ此陣にあ  
 骨ある武士に逢わす云々源氏の家人部下武  
 之を戦て互に死す其他猶ほ此類の死者あり  
 然れども未だ恩義に感入て死するもの多ら  
 ざるなり  
 此戦は於て源の頼信著しき軍功ありしは源  
 氏の名聲武夫の間に盛ん稱賛せられ皆な之を  
 仰で以て其欲する處を求めんとせり前太平記  
 の長元元年より威を坂東に振るひ多武夫去  
 の攻め兼ねたりし頼信朝臣の武功お服し斯



成りて勢ひ漸く強大なり是より於てか郡司の其  
 且つ引卒せり故ふ土着の武夫ハ皆な其所有と  
 多くハ世官として代々其土地乃人民を支配し  
 此土地を領せし武夫ハ勿論郡司庄司と雖も  
 して源家に臣従の心を抱くもの多かりけり抑  
 りしんの多かりしを以て自ら其間ふ恩義を生  
 或ハ數多の貨財を得若干の土地を領するに至  
 たるが爲めに或ハ郡司となり或ハ庄司と成り  
 かの如く其代々其下に立たる源氏に從ひ軍功を立  
 くるべき代々其下に立たる源氏に從ひ軍功を立  
 仰き代々其下に立たる源氏に從ひ軍功を立

國守を逐ふものあり千七百十二年陸奥六郡の  
 據りて叛を誣父忠頼朝廷復た源家比一族をし  
 より六郡の司あり朝廷復た源家比一族をし  
 て之を征せしめしかば朝廷源頼義を以て陸奥  
 一ノ族大時を討せしむ河内を源家に恩義を抱  
 く乃住人等領内比武夫を帥る軍器を携へ自ら  
 戰場に趣くものあり近江の國野州河原を過  
 四百里騎にて下向を待たせしめ伊豆駿河の軍兵  
 下美濃尾張參河遠江甲斐信濃伊豆駿河の軍兵  
 我も我の路次參向す相模國の住人三浦太郎公義  
 一族相具しと參向す相模國の住人三浦太郎公義  
 國の武夫私に黨を結んで戰地より前太平記蓋諸  
 る能くなくさるが如し抑此軍ハ多年習養せし武

夫の戦なるを以て安部氏の殆んど七  
定すべからず源氏の軍數は敗ぶる然れども尙  
ほ恩義の爲めふ戦ふの大小名あり前九年七  
範季光任貞廣景通よて頼義義家を守る國妙日く一族諸  
と成る貞任頼義の居處を問ふ國妙日く一族諸  
従悉く忠義ふ命と捨て一人も生殘たるも茂頼入  
けれ頼軍の御在所知らるものありしと茂頼入  
道と尋ね或ハ積雪ふ苦み或ハ兵糧に疲かれて  
義國の客兵ハ言ふも更なり鎮守府の兵と雖も  
逃れ去るもの多し然れども尙ほ源家の爲めに  
死を忍ぶの武夫あり前平記に曰く或る時人  
辱し兵糧に苦められ衣川に惜命を飢死せんに如  
如

かトと斷々に申し合へりけり修理之進景通申  
ひける天下の武夫悉く彼の下の危に隨ひ朝家に  
歸するも任せたる時節あれ當時の武夫も亦た  
懸け給ふべからずとされれ當時の武夫も亦た  
氏族の戦あり彼の家人と云へる語也此時代  
よりに盛んに行はるが如し是に於て乎恩義に報  
せると死あり然れども武夫と源家の間未と君  
臣の約あるよあらざるぬり其死必ずしも義務  
ちるにあらざるなり  
其後更に郡司の亂あり前九年の亂み清原眞人  
を助けて安部氏を滅せり武則其一族を帥む頼義  
を陸奥六郡の司と爲す二世相ひ繼て鎮守府を以

日本開化小史 第三 十六

軍たり其一族叛くも源家比一族を帥めて  
 り之を後三年の軍と稱し源義家時に陸奥守兼  
 私に之を征するも此あり鎮守府將軍たり故に  
 之を征す朝廷目す關東諸國は家人等其一族郎  
 るに私闘を以てす關東諸國は家人等其一族郎  
 黨を率ゐて來會せり斯く數源家に属從す  
 るよ及んで其幕下よ從ふば其義務なるか如き  
 習慣とぬりて其仕候の長短を以て忠義の厚薄  
 按論するものあり後三年軍記に告げり曰く我が  
 隨一の武臣安部宗任此度西國に降りて自然の  
 時先登あくる果報のありと權五郎景政等と  
 得たり義家も果報のありと權五郎景政等と  
 義家の用よしか立つべき又た秩父は十郎の平國  
 香の末葉源家譜代の家臣にあらず景政事ハ先

祖加藤六孫王に仕へ奉り是をより漸く氏族  
 より五代嘗て二心あし云々是をより漸く氏族  
 の爲めに死すは武夫あるを見るなり是より  
 源家の催促よは應せされべからば源家の軍よ  
 ば從てざるべらざるの風習となきり  
 斯く戦亂ある毎に武夫の小領主は次第に諸國  
 よ増加せり所領なれば勿論其地の吏務を爲せ  
 り然して又土着武夫を臣僕として養ひたれば  
 兼て軍務にも關與せり故に千八百年代乃末よ  
 り國司の權ハ全く下に移りて諸國は人民ハ專  
 横放恣なる武人乃下に支配せられ更ふ氣息を

出す能はざるに至れり然りと雖も諸國に土着  
乃武夫起りしとり世は是れ武夫の世界なり朝  
廷之を距絶して廟堂に登るを得せしめど僅ら  
に衛士となりて平安盛都の繁榮を窺ひ見るを  
得るのみ故に皆を武功を競ひ死を抛ちて此俸  
領を得地方の政務を取扱ふに至りしなりされ  
ハ既よ封建の萌あればとて之を平安政府集權  
の有様に比せば幾何ばかりか武夫の幸福なる  
べし且つ其地は人民とて其地方乃人よ支配  
せられハ自ら苛酷は苦みも少なかるべき乎  
縣郡

と封建とを較ぶるときハ封建こそ弊害多かり  
然れども中央集權の甚しき郡縣ならんより  
ハ其土地の政務を得て甘する所あれば方の俊傑  
は内治の調はさるに古來の政務と人  
民よ與へざるに出つるもの多し是より以後  
度々比戰亂を経て次第ふ此領主の勢力張大に  
なり終に純然たる封建とハなりにけり  
蓋し人ハ常に他人より勝れたる事業を爲さん  
とすもの心あり是亦た生を保たんが爲にハ外  
物に打勝つ事肝要なれば是心起るなり自ら以  
て他人より勝れたる事業を爲せしとすも世  
人も亦た爾く思ふや否知るべからん故よ之を

世の評判に徴し其事業の大小を質し世人の大  
とすも所人之を爲さんと欲し世人の小とすも  
所人之を爲さんと欲す是蓋し榮譽を望み  
恥辱を避くるの心にして高名心武功にのみ  
起源亦た之に外かならざるなり然り而して其  
大とし小とすも世の事情に由りて大異あり  
關東ハ數々軍馬の巷となりて武勇の氣ハ其生  
命を保ち其資産を守りに要用する有様なりし  
かば心膽の剛と筋力の強と武藝の練とハ人々  
の最も尊賞する所ふして其榮名最も高きもの

なりとれば武功を以て拔群なる事業を爲さん  
と欲し初めには猛獸を搏し敵を殺すの多きふ  
誇り終まば人間の最も爲し難き死を潔くして  
高名を得んとすに至れり承平の戦に都川平  
衛入道と極めたる上ハ手と推けるハ御邊我も共  
に討死と極めたる上ハ手と推けるハ御邊我も共  
よ及ばず打勝つたればすいさ差違へて死あんなり  
後榮期すべさにあらずいさ差違へて死あんなり  
川日く諾五と一さび死を以て高名を得る事を  
悟りてより漸々此風俗増進し死を見ることが歸  
るが如きもの數多出來れり死後の榮譽を望む  
死後稱賛せらるるも靈魂之が爲り喜悅す



べしと自ら考へての上よ爲せしにあらざれ  
 なり死後の名を全く靈の死にあらざれ  
 だなり前の事業を拔群ならぬ意に出づ  
 るなり命と捨つては抜群ある事業を爲さ  
 其生にあらざればは人間は是を爲すに  
 械なりと云はすは人間は是を爲すに  
 さるべからずは人間は是を爲すに  
 諸國は武夫等一氏族の下よ習養せらるゝに及  
 んで兵卒の小領主即ち大名あはける人々乃榮  
 辱利害は其氏族乃甘心を得ずと得ざるに存  
 するを以て萬事其意を迎へて奔走し心を盡し  
 身を勞して相ひ競ふて其寵遇を得んとするに  
 至るべし此事只だに其一身に止まらざして子

々孫々まで一氏族は下に養はるゝに及んで  
 領内は武夫は殆んど其所有物の姿を爲し家人  
 郎黨の如き詞は臣僕と同一は意味を爲すに至  
 れり家來と云へる詞も此而して家人と云ひ郎  
 黨と稱する將家より對すれば諸國の大名の  
の武夫の家あり郎黨と軍場ふ於ては他は武  
云ふ詞も同じ様に用う夫乃上よも立つべく賞を得るふ於ては郡司庄  
 司の官ぶを拜せらるゝ小領地をも賜はるべけれ  
 ば其社會に於ては最も榮譽ある地位よて武夫  
 皆な家人郎黨たらん事を望めり彼の氏族の家

日本書紀

第...

二十

生を此武夫の長と成りし人々は其高名心を  
 巧みに運用し自家の爲めに利ある所に榮譽を  
 附し書ある所は耻辱を揚げて其勇氣を勵ませ  
 り彼の既に寵遇を得んとして競むる武夫の事  
 ならばいかゞ此策畧に従はざらん況んや眼前  
 に榮譽と重賞を見るをや一雙の酒盃は終身の  
 光榮よりして數口の劔は感涙を催さしむべし終  
 りば一言半句の賞詞に武夫をして死を甘せ  
 しむるふ至れり後三年の戦に義家剛愼の二座  
四郎惟廣臆の座に食する事三十一日なり流石  
の臆病者も之と耻ぢて一度軍功と顯はさん

唯だ一騎にて敵方に向  
 ひ流矢に當りて死せり  
 斯く高名心よ臣従は色を添ふるに及んで倫理  
 の情善惡邪は更ふ社會の勢をして忠義の氣を  
 發し之を稱贊せしむるに至れり蓋し世の所謂  
 善業とは素と世人は見て以て稱贊するより發  
 せし詞ぬる故以て多くは自ら損失して他人に  
 與ふる故云ふなり夫の氏族は下は從属し漸く  
 臣僕の風習を得たる武夫は善行の爲すべき事  
 を深く信ずれば故以て軍陣に臨み恩義を報ふる  
 過分は働きを爲し所謂一日の恩は百年の命

汲捨つるの所業を爲せり夫れ一日の恩に百年  
 の命を捨つれば過當の報なれば以て善行なり  
 之を忠節と云へり蓋し勇氣と臣従と善行とを  
 合せしものぬり夫乃高名の爲めにさへ命を惜  
 まぬ武夫の事なれば更よ善事汲加へる所業  
 汲爲すふ於て豈に躊躇せん前九年の頃よ忠  
 義の文字に武夫の尊む所となれり後三年の時  
鎌倉権五郎  
 景正善く戦ふ鳥海彌三郎之を見て四人張よ十  
 四東飽まて引設けて弦音高く切て放ち景正の  
 右眼を射て首を貫き甲の鉢付の板に射たり  
 景正些も弱らず片目あて敵と見留め唯今御  
 矢賜ひ玉ふな苔の矢を進せん受けて見給へり  
 處引き玉ふな苔の矢を進せん受けて見給へり

云ふ儘に眼矢を折懸ながら弓矢を拵めて引絞  
 り之と退ふて遠に鳥海を射死せり是れ忠義の  
 爲めに武夫の源家比爲め死するは其社會に  
 於て最も榮譽ある所業と成れり  
 如此き人心は千八百年代の中頃より關東及び  
 其他の國々より起りて漸く社會の風俗となり後  
 人を以て之に習ふて以て榮名利達を求めめ  
 たり彼の先代にあり勇を以て顯はれ忠義を以  
 て稱せられたる英名偉業は諸國の武夫をして  
 羨慕して以て武道を磨き心膽を固めめ之を  
 倣はしめし所なり抑は人間の所業は多くは先



日本書紀卷之三十三  
三十三  
人其摸倣するふ於て利益多きを以て先人の爲  
せ其所業は疑えなして爲す事多し是則ち風俗  
の起る所以にして一團を爲せる人民の言語動  
作自ら一致する所あるも之が爲めなりされば  
先代の奉せし氏族は後代よば奉せざるべから  
ざる勢となり先代の利を以て行ひし事は後代  
には義務と成りて行はざるべからざるに至る  
事なり後三年以後諸國の武夫は大名小名に臣  
従して而して大名小名は將家ふ臣従し臣従は  
社會の風俗となりて星霜を経るに従ひ其勢ひ

愈々積重せり是を以て苟も將家一門の人と  
云へば諸國の大名之を奉し武夫其指揮に従ひ  
何れの時何の處にても以て戰鬥を試み得べし  
義親の出雲に叛き爲朝の九州と押領し義  
平の關東に戦ふ何そ事と爲すの易きや當時  
の史乘を考ふるに國事ふ關する事件は多くは  
將家の人に出づ豈に將家のみ人物を出さんや  
蓋し高論正理は以て當時の人心を動かす足  
らず唯だ將家の門地のみ以て數万の人命を死  
せしむるに足るなり以て臣従乃勢盛なる事を  
知るべし

日本開作小史  
三

かゝる臣従と武勇の勢ひて歳移り星改まるに  
従ひ次第よ鬱積したるを以て保元平治の戦の  
有様は最も烈しく見へたりけり譜代相傳の郎  
黨多年恩顧の家人等御曹司若は冠者の前よ先  
きを争ひ臣由緒あるものは詳うに先祖以來の  
武功を述べ名由緒なきをの高らうに其姓名族  
籍を述べ高矢石を恐れず敵の多少よを關せ  
敵陣の中よ驅入りて一騎一騎の戦を爲せり勇  
されば軍よ規律なく休伍なく魚鱗に戦ふを備へ蓋  
し形容の武夫皆を思ひく魚鱗の得物を携へ自由

自在よ進退しよとも唯だ耻を知り功を競ふ  
の勇氣あるか爲よ軍陣を全したるなり  
さればこそ千九百年代の中頃源氏の子孫兵を  
集め平家を滅すに當て國郡を治むるのふ  
絶て朝廷の官吏の如きものを見す郡司庄司權  
守城介等の官名は家々姓姓如く通稱せら  
れ其支配の土地は其所有の如く鎮内の武夫は  
臣僕の如くにして皆を武勇を勵み死を見  
と歸るが如きものみなり斯く鎮主の増加し  
威權の此ふ歸せしゆへにや國司亦よ自ら任國

日本開作小史  
三

よ越くことなく此輩に命けしは目代せしむるに  
至れり源氏の子弟を奉し平家を滅せしむるに  
此輩なり鎌倉の政府を創立せしむるに  
此輩なり源家の軍勢東國より西國に推し渡るに  
此輩なり源家の軍勢東國より西國に推し渡るに  
て朝廷の官吏を見ざるも亦實に之が爲めな  
り地方を制する政の規律も亦驚くべきなり  
り是ふ於て千六百年代より諸國よ鬱積した  
る剛勇敢死の氣一時に暴發したる以て鬼神と  
決戦の有様實に勇々しく見たりけり鬼神と

呼ばれ天王せ唱へられたる勇將勇士等互に死  
を争ひ打亂れたる軍場此内に血煙たてゝぞ戰  
ひけり其間筋力の驚くべきのあり能登守教  
十人かある武夫二人と武術ぶ於て名を輝か  
すものあり奈須一馬の上を射る佐死を見  
と歸るか如きものあり河太郎弟次郎を呼ん  
手を下さねども家人の高をける大なる呼ん  
ち射ると思ふなり叶ひ難し高等城中生りて一  
と木を越かたしとて夜中二人に最も恐るべき  
のあり今井兼平の御伴に自害すける日は一  
のあり

東八國の殿原とて大刀の鋒を口蓋し將家か  
兵權委ねられしより堂々たる征討は軍も  
のつから一家乃私闘の姿となりたれば官軍の  
將も嚴命を以て武夫を驅催すと能はずして私  
情を以て援兵を請ふの敬禮をかるべからずと  
れば臣従の氣盛なりし時と雖も將軍より諸國  
の武夫を催すは常の憑を云ひ或は之を語ら  
ふと云へり武夫の之に應ずるを與力すと云ひ  
同心すと云へり與力同心の武夫集まりたる軍  
休なるを以て嚴肅なる軍律も立つると能はざ

りしか抑々未だ之を立つるを知らざりしか大  
將の號令にも従はば氣儘に敵に向ひ自由に驅  
引したり有様は當時の戰に於て數々目撃す  
る所なり熊谷直實平山季重等鴨越に進まずし  
誰先と云ふとあるまは功を爲さんされば隊伍  
を立つ程の法を未だ開けざして唯だ勇氣あは  
武夫等一處に集まり一向進み戦ふたるまでの  
事ならん  
之を要するふ我國封建の權輿は國司の專權と  
して僚属を臣使するは萌し戦功の武夫郡庄の

司と拜し其職を世々し若くは土地を領す程に  
發せしむればならん然る而して夫の忠義乃心と  
封建の勢の進まふ從ひ愈々増積すべきものた  
ることを明知し得べきなり

日本開化小史  
録倉政府ハ斯ル大小名の武功よりて創立す  
る所なるを以て彼の次第に増進せる封建乃勢  
を滅消し之を郡縣の有様に復す事ハ素より其  
威力の及ぶ所なりとて郡縣を復したるは  
地方の政務を地方の人民より委すれば然れ  
ども其威力の及ばん限りハ之を抑制したるが  
如し彼の王朝の時に當り數々叛亂闘争を爲し  
たりし諸國の大小名ハ録倉政府の時に於てハ

日本開化小史

第四章

録倉政府の創業より  
其治世の間の有様

録倉政府ハ斯ル大小名の武功よりて創立す  
る所なるを以て彼の次第に増進せる封建乃勢  
を滅消し之を郡縣の有様に復す事ハ素より其  
威力の及ぶ所なりとて郡縣を復したるは  
地方の政務を地方の人民より委すれば然れ  
ども其威力の及ばん限りハ之を抑制したるが  
如し彼の王朝の時に當り數々叛亂闘争を爲し  
たりし諸國の大小名ハ録倉政府の時に於てハ

日本開化小史

第四章

廿九

或ハ帷幕比臣となりて政治の要務に關し或ハ政府の優對を受けて地方の人民を治め復之從前の如く政府の人に凌蔑せられざるに至りしを以て皆な歡喜して鎌倉政府に忠節を盡す人となれり復た顧慮すべきものを見へざるなり然れども頼朝の疑ひ多き心よりして木曾氏を滅し平氏を滅し陸奥比藤原氏を滅したる後ち關東忠義比大小名若ハ一族と雖も其大なるもの名望あるもの皆な之を滅し以て後の患を掃へり上総介廣常叔父行家弟範頼義經其從子義高及び義經の子を殺せり

小なるものと雖も勳功を賞するふ當て多くハ感狀賞詞を以て其高名心を甘ぜしむるのみにて土地を分與し實力を附けらるに於てハ極めて客なり熊谷直實を日本一ハ甲の者也賞して日本無雙の弓取也良弓を見知る事汝の眼み過ぐべからずと賞して播磨の守護職とそ北條氏頼朝死後の事あり是に於て諸國平均し土地兵馬を有するものと雖も未だ以て鎌倉政府に抵抗すべき程の實力あるものあらざるなり然りと雖も當時武勇の氣諸國に盛にして所謂死を見る事歸るら如きの武夫等郡郷に散在す

日本開化小史 第四 廿八

るを以て之を治むると眞に難かるべし其れ人  
皆な天性財を惜み死を哀むの心あるを以て地  
方の政務を地方に委ぬるん猥りに叛亂はるの  
患なく其利ありて其害なきなり夫は死を惜ま  
ざるの武夫の如きハ資財の得失を論せず事の  
成否に關せど亂を爲す者政府之を統ぶる事を  
くして可ならんや大江の廣元即ち策を立て日  
く世已に澆季よして梟惡は其の最も時を得た  
り天下に反逆の輩あらん事更に絶へうらど東  
海道は内よハ斯てましませば靜謐たるべけれ

と姦濫定て他方よ起らん其を鎮めん爲めふ  
毎度東國の兵を發せられんと人々の煩也國は  
費也今より後諸國に御沙汰を交へ國衙莊園よ  
守護地頭を補せらればあぬかちよ恐る所なり  
早く申し請はれべし是よ於て頼朝朝廷に請  
ふて國衙に守護城置き之に警察徵兵及び裁判  
の權附して御成敗式目第三章に曰く右大將  
催促謀叛殺害人並に夜討強盜山海賊等の事  
ありと之を總追捕使とも云へり古の檢非違使  
も同以て地方の武夫大小名を統管し武夫大小  
名の私に兵を弄するを禁制せり御成敗式目第  
三章に曰く抑

重代の御家人たりと雖も當時又諸國の大小  
 の所帯なきものハ唯催すを得そ  
 名は皆な守護職の催促に應ずべき義務あり  
 促に應せざれば其所領没収せらる事なり  
 取式目第三十五章を見よ余熟く當時の御家人  
 即ち大名の借地人に同し如し又た近年ま  
 せし封建の武士が有せし高と云ふものハ類あり  
 皆な軍事に従ふの約束されば是より武士專横  
 の弊止たり又領主は自ら治めざる莊園は鎌  
 倉政府より地頭を置き名主の上に立て吏務を  
 扱はせめたり抑々地頭の職を始めて京畿近國  
 關西の諸國に定補したるが如くなれども其後

數々土民領家の訴ありて唯だに本所の自ら治  
 めざる莊園のみ置き御成取式目第四十六條  
 地頭に附けたるべしとあり其地頭なき所ハ本所  
 附せらるべしとあり其地頭なき所ハ本所  
 領主の自ら其國に居る莊園ハ其領主即  
 ち大小名をして自ら地頭の任を取扱はしめ  
 るならん故に鎌倉政府は諸國の領主に地方  
 金穀の吏務を負擔せしめて而して領主は此公  
 務に關すを喜び鎌倉政府は其正邪を責罰す  
 程の權ありなり要す程に鎌倉政府は守護を置  
 て地方の武夫大名を統べしめて以て兵權を取



め地頭を置いて地方の金穀を取扱てしめ以て其  
財政を制せり故ふ其國郡を制すは有様は前  
時と全く一變せしが如くあれども未だ嘗て大  
變ず所あらざりなり平安政府の時と雖も  
諸國の大小名は皆實に地方乃金穀を専らにし  
兵馬を擅にせり然れども朝廷の官吏之を擯斥  
して見て以て賤務と爲し嘗て共々齒せざるな  
り鎌倉政府の時ふ及んで之を擯斥せずして貴  
重なる公務とし親しく之に歡接し其公務を扱  
ふのは是非を明察せり故ふ領主皆政務に甘し其

地位は誇るの氣ありて而して亦た專横の弊や  
みたり是れ實に鎌倉政府治世百四十餘年間彼  
の土地を領し兵馬を蓄へ死を惜まぬ地方武夫  
をして敢て政府に向ひ兵を取るものなからし  
めし所以なり抑々此事後世有司の能く心を盡  
せしに因ると雖も廣元頼朝は功居多なりと云  
はざるへからざるなり後史家多く守護地  
朝廷の權を殺くもの地を爲せり然れども朝廷  
り命遣せる國司の地方に於て權あきこと此  
時ふ始まるふあらず源氏東國より起る時に當て  
如何なる國司か關東地方ありしを多くに當て  
方の大名を以て目代と爲せしあり故に國司既

日本開化小史 第四 冊一

に權を以て國司の權を殺くその云  
ひ難からん余の却て地方の大小名を制するの  
見あるを  
斯く平安政府乃制し兼ねたる大小名を巧みに  
制したる鎌倉政府の内部に極めて簡易なるも  
のにして當務の人亦た甚だ多からざるか如し  
此等の人々往時僚属が國司の邸宅に集まり  
しが如し其後家人が領主の家に集まれるか如  
き有様よて源家の私邸に於て國の政務を取扱  
へり蓋しいづれの政府も其起源を尋ぬれば多  
くの如此ものにして後世次第に廣張し盛大に

なりて或は善長となり或は暴戾の有様となる  
なりん政所の別當の前任因幡守大江朝臣廣元主  
家事の岩手小忠太朝臣問注所の執事の中宮太  
奉行の善康信侍所の別當の親和朝臣鎌田俊長知  
臣兼前集部人佐三善朝臣能筑後朝臣三善朝臣  
宣衡民部丞平朝臣盛時左京進中原朝臣一條保  
西の奉行の天具野原俊京都の守護の朝臣保教鎮  
内兵衛尉朝臣遠景  
斯く鎌倉政府の巧に國郡を制し簡易なる政体  
を取立てたる後ち一家政府す天下の政を一家  
握るもの云ひ政府の役人政權をの弊害ハ直ちに  
其内部に萌せり蓋し何れの君主も此世界に於

日本書紀卷之四十四

第... 四

冊二

て后妃妻妾の外平生交語すべき朋友なきものなり國中の男子ハ皆を生れながら其臣下に  
して平等の交を爲す能はざ故に親しき友人さ  
く研磨の利なきを以て列國は君主ふ非らさる  
よりハ人智ハ自ら平常の人に及び難たし頼朝  
の死後二世三世の時ふ及んで此弊大に發出し  
加ふるふ平安柔弱の遊技又た其心を沈酔せし  
めしかハ全く孤獨の人となりて頼朝の時に當  
て大に増進したる忠臣義士ハ其心を盡す能は  
ざるに至れり

斯る時に及んで北條氏ハ外戚乃威を藉り執權  
職の權を以て彼の源家乃忠臣の中自家の制し  
難きものハ皆な之を討滅し其餘の小きもの  
ハ皆を私恩を施し其心を收攬し執權職を以て  
自家累代の職務と爲し千八百七十九年を以て  
源氏ハ子孫を滅し一家政府の主人ハ血統を絶  
へしめたり總て其所爲極て隱密にして後人を  
して事實を知るよ苦ましむるものあり  
然りと雖も門地の貴賤ハ當時の人乃最も信ず  
る處よして北條義時の如きも之を制する能は

ざるなり蓋し平安政府が門地を以て貴賤を論  
 し天下に公示せしより慣習は久しき人々皆な  
 門地を以て超ゆべからざるもはと思ひ漸く血  
 脈を以て貴賤を分ち曲直を判するに至れり  
武夫の生れあからしめて賤しく公家方の生れ  
 武夫の生れあからしめて貴しく公家の生れ  
家を征するの直ありとせり 熟く其心の起る所  
 を征するの直ありとせり 熟く其心の起る所  
 以を考ふるは是亦た鬼神を敬するの心と殆ん  
 と同一ならん 第一章神道の起りを蓋し人ふは  
 説きし文を参考せよ  
怯臆の心死を避くる極て多きふのふて稀に見  
 心死を避くる極て多きふのふて稀に見  
 るもの狎れ近くべうらざるその等にて常は多

少の想像を廻し其災を避けんとするものなり  
 高位高官へ人目の集まる處よしを而して狎れ  
 近くべからざるものなり其人常に金銀珠玉を  
 衣服に飾り深殿高樓に住するを以て世人の之  
 を見聞するも悄然として其嚴威に畏れ先づ心  
 に自己同等の人にあらざるは思ひあり是は於  
 ても久し貴賤は考へあり其子孫長く此職を保  
 つた及んで人即ち門地血脉を以て貴賤を判し  
 生れちるらにして貴者あり賤者ありとの心起  
 るなり均すは是れ同等乃人類なれども高位の

人の血脈が貴しと思ふに至れば自己の  
 親昵せる人の高位よ登るゝ服せざして彼乃數  
 々見るべからず近き易からざる人知愚ふ服  
 すものなり彼大小名等同輩の知者に與みせず  
 して源家の子弟に従ふものハ一にば貴賤比考  
 其心に存せればなり傳に曰く母の親しど雖も  
 親しむは長るべき尊と親と兼ぬと親しからざ  
 るもの長るべき尊と親と兼ぬと親しからざ  
 りふぬ事論す長服の心あり故に甲の親  
 あり乙と某事論す長服の心あり故に甲の親  
 洋籍を縫て曰く泰西の學士亦た此説を甲則ち  
 乙則ち服せり説く西の學士亦た此説を甲則ち  
 人定尊と亦今人をして賤ひ是なり鬼神を敬し證たり古  
 乙則ち服せり説く西の學士亦た此説を甲則ち

祭る是あり其他君臣父子等の間の禮  
 儀に輕重あるも亦た長服の心よ出づ  
 人心の有様如此にして北條氏の門地族望ハ當  
 時の人心を繋ぐ能はざるを以て北條氏ハ貴族  
 の小兒を平安の朝廷より迎へて奉して以て鎌  
 倉の主とし征夷將軍の跡を繼かしめ以て四海  
 に號令せり恰も法師の神符を擁して法を説く  
 と一般にして素と其説を神ふして無知の人を  
 して畏服せしめんか爲めなり斯く源氏の嗣既  
 ば絶へ他の貴族其跡を保ち一家政府の性質變  
 して有司政府とさると雖も是れ皆な鎌倉政府

の内部の變異にして外部に對する威力に於て  
ハ更に面目を改むる所なかりき  
斯く政權の關東ニ歸せし後平安の朝廷に於て  
嫉妬の情なくんばあらざるなり蓋し神教政府  
の勢ハ佛法渡來の後大ニ減少したりと雖も古  
代の事を追懷する毎ニ神代の偉業を思出さ  
るまじ故に王家ハ日本の人民を統治するの神  
權を有すとの考ハ常に日本人民の心裏を離る  
ることなく且つ有識者の首唱する處なり平安  
の朝廷文弱ニ歸せし後眞の政權なるものハ實

に藤原氏ニ歸して天皇の與り知らざる所なれ  
ども亦た朝廷ニありて事を執るを以て王家亦  
た怪まら人民亦た疑はら終には關白攝政の權  
は春日明神の子孫に在りと想像するに至れり  
平氏武臣を以て天下の權を專らにするに及ん  
て王家と藤原氏とは其專權を奪はれし事に心  
付き數々之を覆さんと欲して却て其威權を失  
へり然れども亦た平安の都に在りて王家を補  
佐するが如き有様なるを以て終よハ人亦た怪  
まざるに至れり源氏關東に起りて政權鎌倉に

移るに及んで王家の却て平氏の時よりも尊敬せられたり。雖も政府の場所遠く關東に在るを以て其特權を失ひ、事灼然たるがゆゑ王家の之を回復す往時の如く公家一統の世と爲さんと頻りに隱謀せられけり。是に於て關東調伏の堂を建てられ關東調伏の堂を三條白河に建其後三世將軍實朝打たれ給ひしかば關東咒咀の事數とあり。又た關東の長久を祈れる陰陽師を止められし事もありけり。其他猶ほ兒戯と類する事共多かりけり。然りと雖も門地の貴賤を

信し王家の神權を稔聞し兼て高名顯達にハ生命をも顧みざる武勇の氣の猶ほ未だ衰へざる世には數多の大小名滅して之に歸せしむるに足るものなり。況んや此時源氏の嗣既に絶へ諸國の武夫等其忠義を盡すべきの主的を失ひたる時に於て一天萬乘の君を以て征伐し給ふよ於てをや關東親昵の公家は直ちに召籠られ京師の守護を直ふ打たれ院宣は直ちに七道ふ下たされ武夫の集まるもの一萬七千人將に錦旗を翻りて東國を攻め降らんことをせり。



然りと雖も關東亦た智謀の人多し豈に豫め此  
事あるを知らざらんや頼朝の寡婦即ち四世將  
軍を擁し大に將士を召して曰く皆を心を一に  
し承れ是最期の言葉也故將軍朝敵を征し關東  
を草創せしより諸士の恩を蒙る山岳よりも  
高く溟渤よりも深し今も朝廷逆臣は讒を因て  
非義の綸旨を下だし關東を滅せんと爲し給ふ  
早く逆臣等を討取り三代將軍の遺跡を全すべ  
し但し京方へ参らんと欲するものは唯今慥に  
申し切れと頼朝の謀士大江廣元三好善信等策

を立て曰く今の計たるを宜しく速に武州北條  
時泰をして單騎なりとを鞭を揚げて京師に向は  
しむべしと是より於て東國の武夫十九萬東海東  
山の二道より京師の方に攻上れり京軍戦ひ敗  
る將士等走歸りて敗状を奏せんとす門を閉ち  
て入れず東軍六波羅に入る即ち勅して曰く今  
度の合戦叡慮に出でず謀臣等が申し行ふ所也  
と三皇二官遠國へ移され謀に與らる公卿數多  
刑戮せられたり是を承久の亂と云ふ實に千八  
百八十一年也是より王室其尊嚴を汚し復と朝



廷よ心を寄するものなし門地を尊ぶの氣大ふ  
減少し皆な關東の號令に服從せり  
其後鎌倉政府は更に一層修整せる有様と成れ  
り其内部の順序も極めて周密にして國郡と對  
するよも倨傲の弊なりき故に大小名の國郡  
を領し人民を蓄ふる有様は更よ減少する處を  
く封建の元素は歲月を経るよ從ひ愈よ熟せし  
と雖も其專横は弊は全く廢絶し其決死は勇は  
漸く減少し復た名利よ死すべき事件もなく恩  
義忠節よ死せる人もなき武夫の職世職と成り

一以來常ふ凌蔑せられたる農商も始めて氣息  
を伸へ肩を息ふ汝得て復た軍馬ふ踏荒とれ盜  
賊に奪ひ去らるゝの憂なく領主の制壓を蒙る  
ること少し北條時義時以來數よ使者を諸國  
若を問ふ其使者ゆ先時に至りしかバ疾  
せらるる被りて出つ斯く視察する時にたりて自ら  
緇衣を被りて出つ斯く視察する時にたりて自ら  
あり之を視察せしめざる時あはる何ならん公事の  
政興に爲し難し地方を治むるべし方法政府の取  
扱方簡易にして歳出多からざりしゆ之にや徴  
租の割合も大ふ減少せり東鑑より頼朝親府を鎌  
關東八州の年貢の三分二と倉立つるに及んで  
免するにあらす一箇處つゝ順次に免せし度あり

又た兵糧米を一段に五升つゝ課したるよし  
れども久しからずして免せられたり泰時  
とあるに及んで大いにお租を緩よし大  
五民なり時頼み至り水田五段より十石  
生を納せしむ其五石を代納するよ分  
を十貫文を納めしむ十石を十貫文の  
に詳なるは是時を始とす(四天王寺製  
政本論に記せり)人民是に至りて己を治む  
き政府の爲めに己を攪擾せらるの憂を稍免  
かれたり  
此の如き政府は於いて政事の樞要に關する者  
に武斷に誇る僻あるもの少く又た文弱に陷る  
の弊少し遠謀深略ありて寧ろ猜疑多き者儉節

果斷にして寧ろ殘忍なる者のみ多かりけり時  
に或は經濟の説を持して以て政務を行ふもの  
あり其見る處正鵠を誤まるもの莫きにあらず  
と雖も傳馬の制ハ貧民を苦ましめ且つ不公平  
誤解は小幡篤次郎先生の辨節儉を以て主と爲  
し政府自ら手を下して製作を營み職業を保護  
せしとなきを以て大なる過失を起せしとなり  
凶年饑歲に倉庫を發して流民を救ふとハ政府  
と雖も爲さざるべからば泰時の之を爲す咎む  
べからず又た時宗の時民間小數は貨幣乏し

くして零賣は不便を生せしことあり金を支那  
よ送り銅貨と交易し來りて民間は融通を助け  
たに此事當時にありて驚くべき偉業と云ふべ  
し要するに鎌倉政府終始心を民事に盡し吸々  
として唯た其及はざらんとを恐るゝか如し唯  
た節儉極て甚しくして文學を勧めしと無く學  
校を設けしとなく奢侈を制し人智乃進歩妨  
げし跡あるを見よ或ハ識者の議論を招くもの  
あらん然りと雖も平安政府の開化ハ地方を抑  
制して以て養生せしも乃國家の爲め願ふ處

にあらざるなり鎌倉政府の下は退歩せしは是  
れ自然に適度と達せしなり況んや我國民間の  
著書見るべきものあるは實に鎌倉政府の時よ  
り始まれるをや  
鎌倉政府内治の方法此乃如く嚴肅なるを以て  
外國に對するふも亦た十分よ力を伸ふるを得  
たり此時は當りて元の兵既ふ韃靼地方を平定  
し其鋒を南し金を滅し宋を滅し全地過半の人  
民を統轄し勝兵は餘威を以て來て好を求め數  
々西邊は寇せり海内大に恐れ朝廷頻りに元寇

日本書紀卷之四十四  
四十一

を禳ふとを祈る熾盛光法を修すと延曆寺の僧を  
石清水に奉幣して七日夜を尊勝陀羅尼を修す七百の僧  
大石宮に奉幣して元寇を弭んと祈る大草を藏  
石清水に奉幣して元寇を弭んと祈る大草を藏  
又恐る時迷れ人増すと兼て元寇あると異に然  
けり又た日蓮上人の増すと兼て元寇あると異に然  
くは彼國より倉政に攻むる西戎を調伏すべし  
中の一人即日蓮上人の分當に非れ未萌を  
ものあり日蓮の調伏せん第一の法華經の行者  
べからざる也運の伏せん第一の法華經の行者  
るからざる也運の伏せん第一の法華經の行者  
衆生中よ於て亦た第一たりとありの使者六たび來  
る朝廷將ふ之に答ふんとす鎌倉政府抑之遣  
らす又其使者を斬る即ち士を撰んで鎮西の諸

國に分遣し北條實政を以て九州の探題と爲し  
元の入寇に備ふ是に於て元の兵十萬肥前比羅  
島に來る會々大風ありて元は戰艦波漂没す我  
兵之に乗し奮戦して之を殲す元の兵免れ歸る  
者僅に三人はみ蓋し此役に左程の大戦をな  
く全く颶風の助けありて勝を得ざるが如くな  
れども鎌倉政府の依然として動かざりし有様  
眞よ憑もしく見ゆるなり但し其構戦の法に至  
りてハ恰も小兒は相逢ふて直よ打撃するが如  
し極て固陋なりと云ふざるべからず吉田賢輔

後の史家時宗が元使を斬るを以て國家の功あり  
るが如く論を問に置かざるは獨立國の職務あり  
くるも之を不問に置かざるは獨立國の職務あり  
り況んや國書を齎したる欽差大臣に於てとや  
彼れ好むを求む我亦獨立國の當然の禮を以て之  
に答ふべし使臣を斬るの自ら國體と汚そなり  
斯く鎌倉政府が内外の事務に於て大方ハ遺關  
の少なかりしもの其ゆへなきはあらざるな  
り鎌倉政府は樞要に當り政務を裁決したりし  
北條氏ハ其門地を以て武夫を歸服せしむると  
源家の如く人心を畏憚せしむると王家は如き  
ものにあらざるなり故に天下は政權は實に北  
條氏にありしかども諸國の大名は之を同輩視

し平安朝廷は之を陪臣視し未だ天下の主とし  
て仰ぐものあらざりき然而して朝廷は常ふ王  
權を恢復せんとの形跡を現し大名亦た依然  
兵甲を蓄へ莊園を占領し以て忠義の武夫を臣  
養せり苟も政府をして乗すべきは費あらざめ  
ば北條氏先づ其衝に當らんと知るべきなり斯  
く上下よりの刺衝強ありしかば北條氏は代々  
英明果斷の人を出し絶て頑愚柔弱の人なし其  
親戚友朋に對するは處置に於ては執るべきな  
しと雖も公衆に向て政務を行ふに於ては代々

公平節儉を重し唯だ及ばざるを恐るか如し是れ偏に門地の賤しきか爲めに良政を以て人心を得て以て其衝ふ當らざらんとを思慮するに出でしなり良政猶ほ安ずる能はざ故に始に藤原氏の一族後には親王を奉じて以て其政令ふ尊嚴を附し自家は執權は職にありて他の官吏と同列し諸國の大名即ち地方官吏と應答せり其職よも一人にて當るとなく泰時以來は加判ありて贊助せしめけり斯る有様にて北條氏の權も咎なきは大名を滅する能はざ大名亦た

北條氏を動かす能はざ上下の權衡平均したりしうば人民太平を樂み肩を息ふとを得たるなり如此有様に三二千年代は未まで打續けり斯く鎌倉政府は親切ふ人民一般の幸福を保護し天下を率ゐて王室よ服事したれば假令至徳と云ふべうらざるを大よ責むべきものなかりしなり然りとを如此有様に至らしめんが爲めに政府の人々は皆人情に背ける事のみ爲したり彼の忍びざるを忍びあり之が下さる武夫は婦女子ふ均しき柔弱の貴族を殺し其勳功を

以て所領を賜り富有の生涯を悞むに至れり之  
 が主たりしものは罪なき一族大名等を滅し以  
 て自家の後書を除かんとしたり之を執權たる  
 ものは其主家の子孫を除き數多の同輩を滅し  
 て以て自家の安全を謀れり其他の有司等を己  
 の危きを懼れ主家の亡ぶを知らざる如く打  
 過ぎあり其他皇統の繼位にも口入し奉り擁す  
 る所の貴族も年長するに及んでは之を逐ひ排  
 ふと終始之を爲せり是等ば却て一般人民は幸  
 福の基となりし事共なれども倫理は情の最も

責むる處なりとれば畏懼の心は安樂の長する  
 に從ひ愈々増進し此罪業を消滅せんが爲め  
 佛法の最も尊信を受け其威力を政府の間に及  
 ぼせり封賜に吝なる頼朝をして數々僧侶に施  
 惠し寺院に封領を給せしめ甚しきふ至りてハ  
 平重衡を東大寺に送りて誅せしめ以て其恨を  
 晴らさしめたり重衡亦た罪深くして如來の妙  
 助に遇ひ難きことを歎けり  
 鎌倉政府の基を計畫したりし大江廣元をして  
 入道せしめ覺阿と稱す隱謀多き義時をして數々祈  
 禱を爲さしめ節儉なる時頼剛勇果斷の時宗を

して數多の大寺を建立せしめたり且つ鎌倉政  
 府に圓顯の有司多きハ前後比なし當時の人鎌  
 倉の狀況を記せしものあり  
 東南の角一道ハ舟楫の津商賣の商人百族に  
 きてハ東西北の三方ハ高卑の山風の如くよ  
 立廻て飾れり南の山の麓に行て大御堂新御  
 堂を拜すれば佛像鳥瑟の光瓊瑤眼ハ輝き月  
 殿畫梁比粧ハ金銀色競争ふ源光行の海道記  
百八十四年源朝頼營館を此處に造り佛神を  
の記行なりあり奉りしより今ハ繁昌地とされり大御

堂と聞えしハ石巖のきひしきを切りひらき  
 道場の新なるを開きしより禪僧肩をならぶ  
 志かのみならだ代々の將軍以下作添へられ  
 たる松の社蓬比寺町々に是れ多し親行の東  
見  
 茲に記する處を以て佛法繁盛比一端を見るを  
 得べしなるんづく最を時を得たりしそのハ禪  
 宗なり余嘗て禪論一篇を讀ミ私かに思へど  
 然れども世に感覺を生ずるもの宗門にあらざ  
 僧侶に施惠して皮相形容にあり時頼等寺院を建  
 學又あらざるなり禪を修す是れ宗門なり理



明治十一年二月廿六日板權免許

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page）

明治十一年二月廿六日板權免許

著述兼出版人

活版印刷所

所 弘 賣

靜岡縣士族

田口 卯吉

第四大區拾小區

半込北山伏町四十一番地

敷寄屋河岸御門外

彌左衛門町十三番地

秀英 舍

日本橋通壹丁目

北畠 茂兵衛

同二丁目

山城屋佐兵衛

同三丁目

丸屋 善七

芝三島町

和泉屋市兵衛

日本橋通二丁目

小林新兵衛

